

議案第 105 号

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 3 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 証明書等の送付に係る郵送料等の徴収に関する規定を定める必要があるの
で、本案を提出する。

世田谷区手数料条例の一部を改正する条例

世田谷区手数料条例（平成12年3月世田谷区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（郵送料等の徴収）

第3条の2 前2条に規定する手数料のほか、謄本、抄本、証明書その他の書類等について、郵便等による送付を求める者からは、郵送料その他の費用（以下「郵送料等」という。）を徴収することができる。

2 前項の規定により徴収する郵送料等の額は、実費に相当する額とする。

第4条中「前条」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。